

1 議 事 日 程 (第2日)

(平成21年第1回有田川町議会定例会)

平成21年3月17日
午前9時30分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである (24名)

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	橋爪弘典
7番	田中良知	8番	岡省吾
9番	前 利夫	10番	湊正剛
11番	佐々木裕哲	12番	森本明
13番	横畑龍彦	14番	殿井堯
15番	浦博善	16番	林道種
17番	坂上東洋士	18番	楠部重計
19番	新家弘	20番	西弘義
21番	中 正門	22番	中山進
23番	竹本和泰	24番	大岡憲治
25番	亀井次男	26番	森谷信哉

3 欠席議員は次のとおりである (2名)

5番	東武史	6番	細東正明
----	-----	----	------

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

7番	田中良知	24番	大岡憲治
----	------	-----	------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	会計課長	浜田文男
総務課長	須佐見政人	企画財政課長	山崎正行
総合業務課長	高垣忠由	消防長	前田英幸
福祉課長	星田仁志	環境衛生課長	河島一昭
住民課長	福原茂記	税務課長	赤井康彦
建設課長	中西一雄	産業課長	中島詳裕
地籍調査課長	大方肇	水道課長	山本満寿典
下水道課長	東敏雄	教育委員長	毛保敦
教育長	楠木茂	学校教育課長	岩本良憲
社会教育課長	西尾幸治		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	本下浩久	書記	池 黒 ひろ子
------	------	----	---------

平成21年第1回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	森本 明	①金屋地域の整備について
2	佐々木裕哲	①学力向上こそ未来の財産だ ②有田聖苑の使用料について
3	前ノ利夫	①過疎地域自立促進特別措置法の期限切れを控え、地域としての対応について ②自治体財政健全化法（18年制定）が本年4月から全面施行されるに伴い、特に連結実質赤字比率を中心とした現況財政状況。更に、意想外の不況を背景に自治体としての対応を問う ③森林整備計画について具体的対策を問う
4	林 道種	①定額給付金について ②吉備中学校の耐震問題について
5	竹本和泰	①山間地域の活性化策について
6	岡 省吾	①観光地巡回バス運行事業について
7	坂上東洋士	①通学バスの運行業務委託契約について ②全国棚田サミットの開催を控え、新しく観光課の設置を検討されてはどうか ③合併後の社会福祉協議会に引き継がねばならない財産が、ちまたで個人所有名義となっていると聞かすが、ことの真相はどうか
8	尾上武男	①有田川の河床整備について ②児童・生徒の通学路の安全対策について
9	増谷 憲	①景気・雇用対策について ②公共交通のあり方について
10	堀江眞智子	①子供の安全確保について
11	殿井 堯	①消防署の移転問題について ②吉備中学校の耐震構造について

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（橋爪弘典）

皆さん、おはようございます。

5番、東武史君、6番、細東正明君から欠席の届出がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は、24人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

また、本定例会の会議録署名議員であります細東正明君が欠席されているため、本日の会議録署名議員に7番、田中良知君を指名いたします。

…………… 日程第1 一般質問 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第1、一般質問を行います。

配布のとおり、11名の議員さんから通告をいただいておりますので、順次、許可します。

…………… 通告順1番 12番（森本 明） ……………

○議長（橋爪弘典）

12番、森本明君の一般質問を許可します。

12番、森本明君。

○12番（森本 明）

皆さん、おはようございます。

ただいま、議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

私は今回、金屋地域の整備について質問させていただきます。何点かございますが、なるべく簡潔にいたしますので、しばらくご理解をください。

最初に、昭和44年建設の金屋庁舎の老朽化で、トイレはパイプがつまり水もれ、また今回の、現在の耐震基準をクリアせず、中でも一番のネックは、エレベーターがないので体の不自由な方が上に行けないという難点もあり、開かれた町政とは言えません。総合庁舎との関係もありましょうが、1日でも早い対応をお願いしたい。

2点目は、1点目と関係した質問ですが、国道424号の拡幅計画で、来年の中ごろには庁舎の一部が収用されるそうですが、その場所に事務室を持つ教育委員会、商工会、森林組合の移転先は検討しておられますか。中でも、教育委員会の扱いは26名の委員さんが合意し署名した合併協定書を頭に入れ、より慎重な対応が求められております。どのように進めていくのか見解を伺いたい。

3点目は、小学校移転後、長年にわたり利用されていない、地元住民が一番関心を持つ

ている、鳥屋城小学校跡地利用でございます。以前、質問させていただいたときの町長答弁では、地域審議会委員、庁舎問題検討委員会委員のご意見をいただきながら進めてまいりたいと言っています。その後、数回開催したそうですが、利用方法が決まりましたか。委員さん各自の考え方の違いもあり、まとめるのが大変だと思いますが、有田川町の船長さんにしっかりしていただいて、よりよい方向づけをお願いしたい。

4点目は、金屋区長会から要望しています排水路の整備についてお伺いいたします。

金屋、中井原、市場等の地域における排水は、昔から用水路を使用しており、本格的な排水路がなく、大雨時には水が道路にあふれ、また、各家庭から出る排水が溝にたまり、蚊等が発生し衛生上好ましくなく、疾病の原因にもなります。金屋地域の公共下水道計画が昨年、住民アンケートの結果、中止することになり、そのかわりに、当局の考えでは、市町村型を推奨するとありますが、処理水の放流策の確保のためにも一度本格的な取り組みをお願いするものであります。特に、金屋地区内、旧紀陽銀行周辺の狭い道路には排水路がなく、周辺の皆さんから区の方に要望されているので、至急、この件については、調査をお願いしたい。

5点目は、市場バイパスについてお尋ねします。

現在、調査測量の同意を得るために鋭意努力されておることは承知しています。鏡石トンネルとの関係、また、糸野から川崎橋を渡り鳥屋城小学校までの道路は狭隘^{きょうあい}なため、児童の通学上、危険と背中あわせでございます。1日も早い供用開始を県に要請していただきたい。

以上の5項目にわたる金屋のまちづくりについての質問は、私も、こちらの議会にお世話になってからエンドレステープに録音したように繰り返しお願いしてまいりました。幸い、平成21年度予算を見せていただきましたところ、金屋地域において黒松農道、第3保育所建設、待望久しい立石・黒松の水道事業の着手と、盛りだくさんの事業予算を計上していただき感謝申し上げます。ただ1点、繰り返し申しますが、金屋中心市街地のまちづくりをどのように進めていくのかが見えてこない。見識ある各委員さんの言葉にも重みがあるかと思いますが、行政トップとして、4年目を迎えた大事な時期に、私の考えはこうだとはっきりした言葉を発してもいいのではないのでしょうか。

本日はまた、金屋地域の先輩の皆さんが傍聴に来られておりますので、温度の高い答弁を期待し、町長のご英断をお願いするところでございます。

第1問目を終わらせていただきます。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

森本議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、1番、2番、3番目、これ全て関連があることでありますので、この3つの質問の内容を踏まえて、答弁をさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、今の金屋庁舎については、昭和44年の建築で、当然、今の耐震基準には到底及ばない建物だと、それはもう理解をしています。その中で、また、来年度この道路の拡幅、480号の拡幅で、今の教育委員会、それから商工会、森林組合等々が入っている部分を取り壊されることになっています。そのことについての質問でありますけれども、今、実は、庁舎問題の検討委員会というのを立ち上げていまして、間もなく4回目の検討委員会を行うところであります。これ、合併時の協定にありまして、庁舎問題については、庁舎問題検討委員会において検討いただいて、その結果を出していただくということになっています。その中で、間もなく4回目をするんですけども、だんだんいろんな方向づけと言いますか、前向いて進んでいることも事実であります。ただ、新しい庁舎は新たに今の2ヵ所以外に建てるのか、それはまだ決定はされていませんけれども、間もなくその方向性については、あと2回ぐらいやれば出してくれるんじゃないかならうかと思っています。

ただ、その中で、ほいや今の金屋地域をどうするんだというご質問であろうかと思えますけれども。もちろん、その中で、本庁舎、もし建たないとして、本庁舎がどこかに既存の施設に決まったとしたら、金屋地域の発展をどんなにするのかということも含めて、今後、審議会で検討いただけるものと思っています。今度は、22年度に取り壊されると、たちまち商工会、教育委員会、それから森林組合の入る場所が、今から撤退しなければならぬということで、一応、そのことについては、教育委員会については、委員会の中で交流センターへ行ったらどうかという意見もありますけれども、まだ決定していませんので、取り壊した時点で、この3つについては、どこかに、やっぱり金屋庁舎内に移転をさせていただきたいなと思っています。ただ、その審議会の結果を踏まえてですけども、早急に出していただいて、やっぱり、今の庁舎、おっしゃるとおりエレベーターもないし、全く耐震基準にはあわない庁舎でありますので、新築も含めて、そこら辺りの、あの金屋地域の近辺の発展とか開発を今後、審議会の方でも十二分に検討してくれると思っています。それから、その中でまた鳥屋城小学校の跡地の利用方法もおおのずと出てくるのかなと今考えを持っています。できるだけ早く、審議会の方々に方向づけを決定をしていただけたらと思っています。もうこれは合併時の協定項目でありますので、今の時点で私がどうこうするという考えについては、ちょっと差し控えたいと思っています。

それから、もう1つ、金屋地域の排水の整備でありますけれども。金屋、市場、中井原、これいずれも排水については、現在用水路を排水路と兼ねて使用しておりまして、本格的な排水路がないということも承知をしております。

近年、狭い範囲で、本当にこう集中豪雨が起これるということで、非常に鉄砲水が発生をしております。平成19年度、20年度で町道中野金屋線と金屋中井原中央線との交差点東側付近及び町道神明線との交差点付近において、有田川へできるだけ分水できないかということで、この工事は既に完成をしています。ほいで、議員ご指摘のように、人家の密集地の本格的な排水路計画については、本当に今後検討する必要があると思っています。

また、旧紀陽銀行周辺の排水路についても、すぐに実施するという事はたいへん難しいと思いますけれども、関係機関と協議をさせていきたいと思います。調査については、金屋・中井原地区の排水路の現況調査を既に行っています。それで今後、市場地区についても検討していきたいと思っています。

それからもう1点、市場バイパスの進捗状況ということでございますけれども。第1期工事中の県道海南金屋線―町道市場黒松線の区間については、平成22年度中に完成すると聞いています。現在、糸野から2番目の橋梁の市場側の橋台及び町道市場黒松線までの道路工事が施工されています。平成21年度工事は、橋梁上部工、用地確保済み区間の道路工を実施すると聞いています。

2期工事区間については、関係者の方々に測量の同意を得るため、県と協力して取り組んでいます。同意を得た所については、一部測量が実施されています。平成21年度において、県としても2期分の用地確保に向けて取り組んでいただけるものと思っています。

市場バイパス全体の供用開始時期については、今のところわからないとのことですが、1日でも早く供用開始できるように取り組むと聞いています。町としても、できる限りの努力をしていきたいと思っています。

実は、この市場バイパスは、県道金屋海南線のトンネルの工事、それと大きくかかわってまして、先日も委員会の方々と県知事さんにご要望した際、早くやろうと、トンネルも早く抜こうと。ほいで、この市場バイパスは、できるだけ早く完成してほしい、県としてもできるだけ予算、それから、努力は惜しまないということでもありますけれども、やっぱり、どうしても用地については、県だけではいかなないところがありますので、先日も、地元の金屋地区の区長さん方にも、もうこれは全員こぞって、これについて取り組んでほしいという要望も出しています。また、新たに区長さん、今度はかわられると思いますけれども、その方々にも今回もまたお願いをしていくつもりであります。

とにかく、これは大きなプロジェクトになりますので、まず、この市場バイパスを早く完成させるということが大きな目的になってきますので、これもう町あるいは一般の方々、区長会含めて、早急に取り組まなければならない問題だと思っています。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

12番、森本明君。

○12番（森本 明）

1点だけ再質問いたします。

庁舎審議会、近日中にまたやっていただけるという話でございますけれど、それを早く進めていただいて、今年度の中ごろまでには必ず、金屋地域の活性化の方向性というのをはっきり出していただきたいと思います。そうでないと、私らもう、4年間も言い続けてきたわけでございますので、その点ひとつ、もう一度決意のほどを聞かせていただいて、終わらせていただきます。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

金屋地域の発展については、私も非常に重要な問題だと考えています。できるだけ早く方向性を結論づけていただいて、その中で、金屋地域の発展をどうするのかという話でどんどんと前向いて進めていきたいと思っています。

〔「頼んどくぞ」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

以上で、森本明君の一般質問を終わります。

…………… 通告順 2 番 1 1 番（佐々木裕哲） ……………

○議長（橋爪弘典）

続いて、1 1 番、佐々木裕哲君の一般質問を許可します。

1 1 番、佐々木裕哲君。

○1 1 番（佐々木裕哲）

議長の許可を得ましたので、私から大きな課題で 2 点質問させていただきます。

まず第 1 番目に、学力向上について、質問させていただきます。

全国学力テスト、これは小学校 6 年生、そして中学校 3 年生が対象なのですが、以前、学校や地域間の競争があるということで中止されておりましたが、2 0 0 7 年、4 3 年ぶりに復活いたしました。文部科学省は、都道府県別の結果を公表、秋田、福井、富山などが 2 年連続で成績がよく、沖縄、北海道、大阪などが低迷いたしました。市町村別の公表は各教育委員会に任せるということで、都道府県教委による公表は禁じられていますが、秋田県知事は県内市町村の成績を公表するなど、また大阪の橋下知事は、全国トップレベルへ教育水準を引き上げると公約するなど、いろいろ議論が起きています。

我が町の子供たちのレベルがどれぐらいか、私は公表してもよいと思うのですが、町長、教育長の考えをお聞きしたいと思います。

次に、有田中央高校への進学であります。昨年で見ると、我が町の 6 中学校の卒業生 3 0 7 人中、清水分校も含め 6 1 人、2 0 % しかありません。地元には高校があるのに、少なすぎるのではないかと私は思います。詳しく調べてみますと、この県下でも随一マンモス校である吉備中学校 1 7 4 人の卒業生のうち 3 8 人しか有田中央高校へ進学されていないんです。これはもちろん清水分校も含まれております。また、先ほども言いましたように、有田川町 6 中学校 3 0 7 人で 6 1 人ということなんです。そのうち本校へ 4 7 人、1 5 . 3 %、清水分校へ 1 4 人、4 . 5 % しか入学しておりません。進学は個人の希望であるため、どうこう言うわけではございませんが、地元には伝統ある学校があるのに、なぜ行きたがらないのか。これは、学生、保護者、学校、また県教育委員会を含め、考えなおす必要があるのではないかと思います。有田中央高校の福祉関係などは、全国、また県下で

も優れた教育水準をやっていると私は聞いています。その点、どう思うか、お2人にお伺いしたいと思います。

次に、幼児教育についてお聞きしたいと思います。

幼児教育は、我が町には幼稚園がありませんので、縦割りの現在では難しいと思いますが、現状で何かできないかと思います。その点も一度お聞きしたいと思います。

また最近、我が町から、中学校、高校の進学が和歌山市内へ多いと聞いておりますが、何人程度町外へ進学しているのか、これもお聞きしたいと思います。

続いて、有田聖苑の使用料についてでお聞きしたいと思います。

有田聖苑の斎場使用者は、19年度で、有田川町で272人、有田市で356人、広川町で89人、その他17人、計734人となっております。管内在住者は、まあ、こういうことは言いたくありませんけど、1体3万円、管外の方は6万円となっておりますが、町内の方でもやむを得ず町外へ住所を移さなければならない方があります。

具体的に事例を申し上げますと、生まれながらにして体が不自由で、町内に医師等が完備された施設がないため、やむを得ず町外の施設へ入所、不幸にして亡くなりました。家族としても、当然、有田聖苑を利用しました。その場合、住所を移しているからと言って、管外料金となりました。家族や親族にとっても、何とも割り切れない気持ちで、せめて町民扱いにしてほしかったと、涙ながらに言うておりました。好き好んで町外へ移したわけではないと。今後、このような事例がないとも限りません。ほかに、学生の方で住所を移している方もたくさんおります。潮光園、なぎ園、しみず園などに入所している方は管内扱いとなっておりますが、町長が認めた場合、特例町民扱いにしてはどうかと思います。ぜひ、前向きに考えていただきたいと思います。これが、本当の思いやりの行政だと思っているのですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

佐々木議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず第1点目、全国学力、学習状況調査の結果公表についてということであります。

昨年に引き続き、我が有田川町、非常に結果が良好で、全国レベルから言っても上位にランクされております。もちろん、県内では、トップクラスを占めているという結果が出ています。たいへんうれしく思うと同時に、これ、先生方、あるいはご父兄の方々の、また地域の方々の絶大なご協力のおかげがあったのかなと思って感謝をしております。

ただ、公表については、実施主体である市町村に委ねられています。ところが、これは教育委員会の決定事項でありますので、私としては、今後見守っていききたいなと思っています。

それと、地元高校への進学についてであります。

地元がたくさん生徒があるのに、地元の高校へ行くのが少ないのではないかというご質

間でございますけれども。この進学については、本人の将来の夢や保護者の希望等によって、公立・私立を問わず、自由に決定するのが基本であろうかと思えます。本町には、県立高校の本校と分校、2校あるわけなんですけれども。先日も、実は、八幡中学校の卒業式へ行ってまいりました。本年度は、22名の男女の方が卒業されたんですけれども、そのうちの18名が地元の有田中央高校清水分校へ進学をしてくれるという話を聞いて、たいへんうれしく思ったわけなんですけれども。高等学校というのは、県教委の管轄であって、運営については、とやかく言う立場ではありません。ただ、学区制がはずされて、今、全県1区の状況の中で、生徒から選択されるということでもありますので、できるだけ、この2校については魅力のある学校として構築をしていただきたいと思いますと思っています。

それから、幼児教育についてでありますけれども、議員ご指摘のとおり、幼児の健全な発達を支える幼児教育の重要性というのは十分認識をしております。現在、保育所や学童保育は厚生労働省、教育委員会は文部科学省と管轄が違ってきます。この縦割り行政を解消していくことが、今後いろんな意味でたいへん重要な課題となっております。保育所、小学校、中学校連携していくことは、たいへんよいことだと考えています。教育委員会で、あとで教育長の方から答弁あるかと思えますけれども、いろんな構想と言いますか、案を今、検討中だと聞いています。

それから、和歌山市内等の中学・高校への進学者数についてですけれども。本町中学生の有田地方以外への進学者数は約30%ぐらいあると聞いております。これも詳しくは教育委員会の方から答弁をさせたいと思えます。

それから、もう1つ、最後に、有田聖苑の使用料についてのご質問がありました。実は、去年度ちょっと調べた結果は、僕はそういうことは今までないと思っていたんですけれども、調べた結果、去年1件だけ、17件町外で亡くなられた人の火葬があって、そのうちの1件については、どうやら町外料金を取ったようであります。ただ、清水の斎場についても、そういう方法で今のところ取られていると。これは実際にはないようでもありますけれども、そういう方法で取られていると聞いていますので、これについては、もう早急に、これ町長というより、僕が管理者でありますので、早急に斎場と打ち合わせて、もう明日からでも、そういうことのないようにさせていただきたいと思えます。

○議長（橋爪弘典）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

佐々木議員さんにお答えを申し上げます。

全国学力学習状況調査の結果についてでございますが、昨年に引き続いて、非常に良好な結果となっております。各学校の取り組み、きめ細かな取り組み、そういう取り組みが充実しているものと考えております。現在、各学校では、調査結果をあらゆる角度から分析をいたしまして、課題を明らかにして、さらにより結果となるよう、授業の改善、あるいはスキルアップに努めているところでございます。この学力テストにつきましては、正

答率というのが出るんですけども、それは各学年によって非常にこう格差があり、一概にはこれは評価ができないという点がございまして。いろんな分析をしなければならぬということになっております。教育委員会といたしましては、学力の調査結果は、各学校の、これは課題解決のために使用するという観点から、基本的には公表しないという方向をとっております。

次に、地元高校への進学につきましてでございますが、中学校における進路指導というのが、町長の答弁にもありましたように、生徒の将来の夢や勉強したこと、そして志望校への期待、そして学力の状況などを基本として、保護者とともに、より希望をかなえられる学校を選択する作業でございます。したがって、高校がより魅力的な学校として存在していただくということ、これは何よりも大事だと考えております。有田川町教育委員会といたしましては、今後、本町に設置されている高等学校、本校1つ、分校1つ、それがあられるわけでございます。そこと強力に連携をいたしまして、できることであれば、積極的に協力しながら取り組んでいきたいなど、そういうように考えてございます。

幼児教育につきましてでございます。

保育所と学校では、管轄が、省庁が違うわけでございます。しかしながら、同じ有田川町の子供たちでございます。健全な発達を支えるのは保護者であり、町民であり、学校や行政であります。子供たちの問題や課題が多発している現在、やはり、0歳児から15歳児までの一環した教育というのが非常に大事になってこよう、そういうふうにございます。行政的な組織や改編していくこともこれは大きな課題であります。保育所や学童保育、小学校、あるいは中学校が1つのまとまりとして具体的に機能するような組織づくり、これは学園構想ということ、これを今、考えているところでございます。

続きまして、和歌山市内等への中学校、高校への進学者の数でございますが。

平成19年度、これは出ておまして、有田川町の進路状況では、有田地方の高校へ、有田地方の高校、3高校ですね、進学した生徒は、中学校卒業生全体、これ307名でございます。207名が有田郡市内の学校へ進学しております。約7割でございます。あとの3割、100名の生徒が和歌山市等への郡外進学となっております。町内の高校で見ますと、本校へは47名、分校へは14名、計61名、約20%が地元の高校へ進学をしておるわけでございます。

また、小学校の卒業生、これ276名でございます。その中の13名、約5%が県立中学校あるいは私立中学校に進学しておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

再質問させていただきます。

まあ、今、お2人の話、町長及び教育長の話でだいたいわかったんですけども。

この学力向上というのは一番大事なことであって、日本も戦後、アメリカやヨーロッパへ、とにかく追いつけ追い越そうということで、国民がすべての分野において頑張った結果、先進経済国となりました。教育も、国際的に見てもトップレベルになったわけなんです。しかし、ゆとりある社会とか、教育とか言うようになって、いつの間にか、教育も先進国の中でも大きくランクが落ちて、隣の中国や韓国にも追い抜かれるような状態になってきております。

教育は、国の財産だと思います。当然、我が町の財産でもあります。教育にお金を使うのは惜しまれないと思います。ぜひともレベルアップを図っていただきたいと思います。

この学力テストの公表なんですけども、教育委員会に委ねているということと同時に、今も教育長から、基本的には公表しないということで聞いたわけなんですけど。まあ、有田川町の全部の平均は全国的に見ても、県下的に見てもすごくよいということであればね、これは、私は町民に対して、うちの子供の平均レベルはこれぐらいのものだということを公表しても、今後、町民がこぞって子供たちに「頑張れよ」というように、より向上していくんじゃないかと、そう思います。

それと、次に、幼児教育の件なんですけども。幼児教育というのは、基本は、私は、あくまで家庭が基本であると思っております。しかし、共働きの家族が多いということで、どうしても幼児のときから保育所へ預けなければならないという家庭が最近たくさん増えてきております。子供の教育は、昔から「つ」が取れるまで、「つ」が取れるまでとよく言われています。それは何かと言うと、一つ、二つ、三つですね。十^{とう}になったらあかんといいことですね。10歳になったら、もう幼児教育はもう既に終わりというように言われています。私もこれ、我がの子供もすつとこだったので、もっとちゃんとしといたらよかったなと、いまだに後悔しているんですけども。そのとおりでと思います。まあ、その幼児教育というのは、読み書きとか計算を教えるわけではありません。これはあくまでしつけですね。教育の基本はやっぱりしつけ。そのしつけを何とかね。まあ、もちろん、先ほども言いましたように、家庭が基本でありますけどね。まあ、補助的に何とかこれを少しでもしつけてやっていただきたいなと思います。

それと、地区外への進学についてなんですけどね。かなり、私も今びっくりしたんですけども、極端に言うと、郡市外、外へ100人、約3割の方が出ているんかなと思ったら、何か、これはもう、よいとか悪いとか言うことじゃないんですけどね。せっかく地元で育った子供たちが、まあ、例えば和歌山市内へもう出ていくというのは、何かさびしい思いがします。そういうことで、例えば中学校であろうが高校であろうがね、できるだけ近くで勉強できるような、これはちょっと態勢づくりはみんなで行っていかねばいかないと思いますので、その点もひとつ、行政側としても、できるだけことは、ひとつ、まあ、やっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

学力向上につきましてでございますが、これは、非常に各学校が創意工夫をいたしまして、きめ細かな指導をやってくれているなど、そういうように感じておるわけでございます。また、より一層学力を充実させられるように頑張っていきたい、そういうように思っております。

幼児教育については、これは、非常に大事なことだろうと思います。0歳児から15歳児、また18歳児まで。高校を出るまでの一貫教育というのは非常に僕は大事なことだろうと。また、今、学園構想というのを持っていますので、また関係機関と話し合いながら進めていきたいと、そういうように感じております。

また、町内高校への進学でございますが、これも、高校の方へお願いしなければならないということになってくると思うんですけど、また協力しながら、生徒指導も含めまして頑張っていきたいなど、そういうように思っております。

○議長（橋爪弘典）

以上で、佐々木裕哲君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。10時30分、再開いたします。

~~~~~

休憩 10時13分

再開 10時30分

~~~~~

…………… 通告順3番 9番（前ノ利夫） ……………

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

一般質問を続行いたします。

続いて、9番、前ノ利夫君の一般質問を許可します。

9番、前ノ利夫君。

○9番（前ノ利夫）

私の、今期定例会に対する一般質問は3項目であります。

1番目には、昭和45年から現在に至る40年間、私及び金屋地区が計り知れぬ恩恵を受けた過疎法。名称が10年時点で変わっておりますが。現在の過疎地域自立促進特別措置法が、いよいよ、来年の3月31日をもって失効することになっております。この問題は、今後の山間地域の問題を左右する問題でございます、この件について第1項目として取り上げさせていただきます。

次の第2項目につきましては、18年に制定され、本年4月から施行されます自治体財

政健全化法の問題でございまして、この問題が、今申し上げたとおり、施行いたしますと、計り知れない地方財政についての影響が想像されます。本問題について、当局の見解を質すものであります。

3番目には、毎回毎回、18年の第1回議会から取り上げさせていただいておるんですが、林業問題についてご質問いたしたい。こういうことで進めさせていただきます。

今申し上げました1つ目につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の期限切れを控え、その対応策についてでございます。

本法は、昭和30年代以降の高度成長に伴い、農山漁村地帯から都市に向け、若者を中心とした人口の大移動の発生、都市への人口集中による過密化発生は、同時に農山漁村地域では、住民の過度の減少により、地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障を来たす、いわゆる過疎問題の発生。この対応策として、昭和45年に議員立法により10年間を限度目標として過疎地域対策緊急措置法が制定され、対象地域要件として年率2%を超える人口減少が続いていることの結果、前言のごとく、地域社会機能の維持を保持、確保すべく、緊急に生活、産業、基盤等の整備に関する総合的、計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じ、人口減少の防止をするとともに、基盤を強化し、福祉の向上と格差の是正に寄与する目的をもって制定された、総合的かつ計画的に整備するため、都道府県及び指定市町村は、過疎地振興方針及び市町村過疎地域振興計画を議会の議決を経て、定めることとされた。

都道府県知事が作成する振興方針は、1. 振興に関する基本的事項、2. 交通通信体系の整備、3. 教育及び文化に関する施設の整備、4. 生活環境に関する施設及び老人福祉に関する施設の整備、5. 医療に関する事項、6. 産業振興に関する事項、7. 集落の整備に関する事項を内容として、作成に当たっては、内閣総理大臣と協議するものとされている。市町村過疎地域振興計画は、あらかじめ都道府県知事と協議し、県の振興方針と同じ事項について、それぞれ整備計画を定めるものとされ、この場合、他の法令による地域振興計画との調和を保ちながら、当該団体の基本構想や広域圏計画との整合性を確保することが要求されております。

50年代に至り、人口減少率自体は徐々に落ち着いてきたが、人口が著しく減少したことによる地域社会の機能は低下し、依然として生活水準生産機能が他の地域に比較して低位にあることをとらえ、地域の振興を図り、福祉の向上、雇用の増大、格差の是正を目的に昭和55年、過疎地域振興特別措置法が制定され、さらに平成2年、過疎地域活性化特別措置法が期限年度平成12年3月末終結。この間30年、事業費の総額6兆4,500億円——過疎債5兆4,500億円が含まれております。平均にして、年2兆2,150億円にのぼる。

この経緯を踏まえ、第4次過疎法としての平成12年3月末終結の第3次過疎法を控え、旧国土庁において実施してきた立場から、平成10年5月以降、約1ヵ年にわたり懇談会審議を重ね、平成11年6月25日に中間取りまとめを公表した。その内容として、これ

までの過疎整備はかなりの程度で進んできたが、上下水道等を初めとして、引き続き格差の大きな分野も残されており、加えて21世紀に向け、潮流が大きく変化する中で、過疎地域の新たな意義、役割、即ち、1. 豊かな自然環境と多様な地域生活、文化の継承創出、2. 地域バランスの構築と生活空間、自立的地域の創造、3. 長寿、高齢社会の先駆けとしての地域づくり等を行う対策が必要として、冒頭の現過疎地域自立促進措置法が成立、今日に至っております。

設問いたします。

まず第1点目に、第3次過疎法終結後、平成20年度までの過疎法に基づく総事業費は総額いくらであったか。

第2点、平成14年4月1日現在の都道府県数47のうち、大阪府、神奈川県以外の1府1県を除き、過疎地域市町村状況は、45都道府県3,219の自治体、うち37.6%が過疎地域、その内訳は、市46、町798、村366、計1,210市町村。いわゆる平成の合併後の数は、現在どう把握しているのか。我が和歌山県では、この時点での市町村数50、過疎地域市0、町13、村6、計19の38%となっているが、現況を答えられたい。

次に、本法は第2条で過疎地域認定基準を決めているが、1. それは国勢調査の結果を踏まえ、人口数割合をイ・ロ・ハ・ニ別に、財政面では、地方交付税法の規定により算定額を適用しているが、その数値をここでお示し願いたい。

本法第3章は、地域自立促進のための財政上の特別措置として、第10条、国の負担または補助の割合の特例、第11条、国の補助の特例、第12条、地域自立促進のための地方債を設けているが、おのおの具体的説明を賜りたい。

第4章、過疎地域自立促進のためのその他の特例措置。14条、基幹道路の整備については、いわゆる代行道路整備が規定されているが、現況はどうなっているのか。16条、17条は、医療の確保、18条、19条、高齢者の福祉の増進、20条、交通の確保、21条、情報の流通円滑化及び通信体系の充実、22条、教育の充実、23条、地域文化の振興等、2007年から2016年を目標年次とした第1次有田川町長期総合計画、「きらめきひろがる有田川」を実現するためにも、本法は、今後とも欠かすことのできない立法であります。

特に、本法第6条、過疎地域自立促進市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て、過疎地域自立促進市町村計画を定めることを義務づけており、この場合、あらかじめ都道府県と協議——第7条、としなければならない旨を明記、その事項2、3、4、5で規定しています。目前、22年3月末、冒頭にも申し上げておりますとおり、迫っている現行の期限を前に、本年は従来の過程から見て、どう対応し、地域活性化を進めていくのか、勝負の年と考える次第であります。執行部の決意と、裏づけとしての具体的行動対策を明確にさせていただきたい。

続いて、2項目に入らせていただきます。

自治体財政健全化法の本年4月からの全面施行を9月に発表させられている事実をとらえ、現況の財政状況を踏まえ、その対応策を問うものであります。

本第1回21年度当初予算を中心とした、20年度補正予算を含む48号議案が去る3月5日招集された、冒頭、提案理由説明に当たった長は、現今の経済状況を背景に、100年に1度と言われる不況を前提に厳しさを一層増すことが予想され、国、地方ともにその対応策、財政を確保、安全・安心の^{まつりごと}政を進めなければならない決意を表明。特に、当年は合併後4年間の区切りの年でもあり、住民に了解を求めなければならないことを力説、可能な限りの予算を計上した旨表明。事実、その規模は町村では県下第一位、市も含め6位、143億7,000万円と思切った額であります。

しかしながら、平成18年度合併時点は、いわゆる構造改革の仕上げを前提として、国の方針は平成23年度、2011年を歳入歳出ともに均衡に保っていく方針を明示、これに伴い地方財政についても、質問事項2に前言しています如く、地方財政の今後の指針として自治体財政健全化法が制定されたのであります。

しかるに、昨年10月から、かねてより問題視されていた米国低所得者向けローンが行き詰まり、世界経済全体に大きな影響を与え、100年に一度に例えられている大不況を引き起こし、日本にも計りれない影を落とし、今会においても景気対策を最重要視され、政府は必死の対応策を打ち出していますが、ねじれ減少からなかなか関係法案成立にとまどい、補正予算及び本年度予算成立の見込みが成立したものの、これが実施するための関連法案に至っては、大部分がいまだ見通しのつかない現況であります。

なお、国の本年度予算額は88兆円と前年度を上回り、私どもの命綱であり最も重要な財源、地方交付税も1兆4,000億円規模が昨年度より上積みされておりますが、景気浮揚には、洋の東西を問わず、公共事業、社会福祉対策を基本的要素としたあらゆる形態の財政出動を必要とすることは、せいれいじでんの以下を問わず、極めて明白であります。

反面、ご賢察のごとく、財政——国、地方自治体が成り立っていくために営む経済上の行為を財政と規定づけていますが。個人的には、家計であり、金回りであります。運営については、効率と健全の指標として従来、1. 実質収支比率、2. 財政力指数、3. 経常収支比率、4. 公債比率、5. 公債費負担比率、6. 起債制限比率、7. 実質公債費比率、8. 地方債現在高の比較、9. 債務負担行為の現在高の比較、10. 積立金現在高の比較、11. 将来にわたる実質的な財政負担の比較とされていますが、提言質問にも申し上げますように、新たに制定された財政健全化法は、財政の早期健全化基準、財政再生基準の判定基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、これは従来の一般会計等だけでなく、公営事業会計を含む自治体の全会計を対象とした、特別会計を含め、連結した実質赤字比率を言います。実質公債費比率、将来負担比率の4比率の発表、公開を求めています。これに基づき、現時点での都道府県市町村別の基準数値及び当町の数値をお答えください。この数値は、現行当町が進めている長期総合計画遂行の上、絶対無視できないものであると同時に、国と同時に地方分権による住民福祉確保を目的とする第一線を担わなければな

らない自治体として、そのまま責務を果たすことはできるのでしょうか。執行部の考え方ははっきりとお答えしていただくと同時に、具体的にどのような対応をとられるのか、あわせてお答えください。

3. 森林整備計画の具体的対策を問わさせていただきます。

まちづくりの基本方針、長期総合計画は、52ページに活力を見出す農林業の振興をタイトルに、林業については、健全な森林の治水と多面的利用の推進を掲げ、森林組合の支援、林業従事者の社会保障等を掲げております。生活第一線を担う自治体と責務が果たせるのでしょうか。当局の答えを求めます。森林整備計画の具体的対策、環境保全も含め、本年から始まる森林5ヵ年計画が具体化実践に入る中で、率直に申し上げ、長い間の間伐材等を中心とした森林整備は、前回の質問でも明らかになったとおり、対象面積の30%とは全く失望の限りであります。何ゆえ、このようになったのか。その原因等を明らかにするための徹底究明を行いたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

答弁資料として、清水・金屋地区における間伐終了施業済み地図、その面積、樹齢、材積等を用意してくださいと申し上げております。ご発表ください。同時に、費やした費用、人件費、資料費等、国、県、町の補助金1ヘクタール当たりの単価を含め、公表されたい。

また、18年1月から操業されている西ノ原木材加工場についてお問い合わせ申し上げます。

この項は、いわゆる労働力の安定かつ生産基盤や流通加工施設の整備、集团的、計画的な整備を進めるとともに、森林の公益機能の推進を図るため、山林所有者、地域住民が一体となって健全な森林の育成に努めます。また、木工製品の開発や木材の利用拡大、観光など、他産業と連携した複合経営を確立するとともに、森林の多面的利用を推進しています。これらを受け、平成18年4月1日から目標達成年度を平成28年3月31日と定めて、有田川森林整備計画は、森林整備の現況と課題の中で、本町総面積3万5,177ヘクタール、森林面積2万6,947ヘクタール、その比77%、さらに人工率73%の1万8,755ヘクタール、40年生以下の林分が9,257ヘクタールと半分を占め、濃い間伐の適正実施を重要課題として、その基本方針として森林の整備に当たっては、森林の多面的機能を高度に発揮させるため、地域森林計画で定める森林整備の推進方向、水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環費用及び森林整備と課題に踏まえ、適切な森林施業、健全な森林の維持推進を図り。まさに、表現文章を見る限り、完璧と申し上げること以外にありません。

だが、現況はあまりにも厳しすぎます。昭和55年清水町の素材生産確保を含め、10億円近い所得をピークに、衰退の一路に陥った林業。今出荷しても、赤字という状況が30年近く続いております。加えての、経営母体としての容赦ない高齢化。平均しての、こう……たるの経営規模。若手従業者の不足。不在地主の課題化等々。

しかし、大局的にとらえて、森林利用に対する風向きは大きく変わりつつある。環境保全の立場から国内消費の最高時82%を示していた外材が、数年前か大幅にダウン、自給率を20%に戻したこと。京都議定書の二酸化炭素削減目標達成のため、森林整備に国も

本腰を入れはじめ、美しい森づくり推進国民運動の展開を開始。5年間で、333万ヘクタールの間伐をする計画を本年から本格的に始めることになり、これを基本として、自治体、都道府県、市町村も対応するための具体的計画を策定。当町においても森林組合を受け皿に、施業方式をされているが、その内容を具体的に示されたい。同時に、年末、議会において実施したところでありますが、過去から現在に至り、間伐実施面積は30%と聞いているが、納得しがたい。改めて、施業面積、樹齢、材積、収入、価格等を公表していただきたい。同時に、人件費、従業員の社会保障制度、国、県、町の一部はヘクタール当たりの補助金単価も公表されたい。

価格の低迷から脱出、間伐材、地元産の確保、販売を目的とした平成17年12月末完成、平成18年当初より操業を続けている西ノ原木材促進加工施設についての現況を改めて問います。本施設は、総工費7億40万6,000円をかけ、前言に触れましたとおりの目的、運営されているものでありますが、製材加工場3ヵ年計画として原木仕入れ、生産量、製品販売高、管理費の4項目別に立案されています。

お尋ねいたします。

計画に基づいて、現況を公表ください。なお、設備費、工作機械等2億7,035万4,000円。全経費の38%を費やされていますが、うち、防腐防虫加工機、丸太加工機の2種について購入時の価格をお知らせ願いたいと同時に、現在の確保状況、製品量、取引価格を公表されたい。操業から現在までの材料について、地元材がどれだけ使用されたのか、その代価を公表されたい。あわせて、地元材の確保をどのような計画で実践するのか。また、施策的に中国と始めた取り引きのその後の取り組みはどうなっているのか。いずれにしても林業の活性化は、個々の林家と森林組合の不離一体の運営なくして、どのような計画も成り立たないと思います。森林組合法に基づいた森林組合の事業は、森林所有者の依頼に応じ、植林に下刈り、間伐材伐採作業等を行うことにほかなりません。行政当局は、この関係をしっかりと把握され、よき仲介役の責任を果たされることこそ、林業活力化への原動力だと信じます。見解を賜りたい。

また、現況の経済状況を背景として、緑の雇用の再構築こそ重要課題と確信いたしますが、県、国に強力に働きかけ、予算獲得、事業に取り組んでいただきたい。見解を求めます。

最後に、奥地山間部にとって唯一と言える林産物、山椒の状況は極めて厳しい局面を迎えております。具体的にどういうふうな対策処理をされていくのか、行政当局の見解を賜りまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

前議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

お答えする前に、今、後半の質問の原稿については、全然こちらに届いていませんので、

また後日、お答えさせていただきたいと思いますので、ご了解を賜りたいと思います。

それでよろしいですか。

(「何が届いてないんよ」と前〆議員、呼ぶ)

○町長 (中山正隆)

質問の原稿、最後にやった。

(「要項、ちゃんと、前もって届けておらいてよ。わし、今読んだのは、我がの本稿やいしょ。要点はちゃんと届けておるで。あんたどこへ。出しておるで。」と前〆議員、呼ぶ)

○町長 (中山正隆)

これはもらっていますよ。

ただ、その西ノ原の機械をいくらで買ったんとか、そういう細かいこと……

(「いや、今までの経過の中でちゃんと要項の中へ書いておらいしょ。それで経過を聞きますということ。肝心のことを届いてないで済むかよ、そんなん」と前〆議員、呼ぶ)

○議長 (橋爪弘典)

前〆さんが読まれた文章とだいぶ違いがある……

(「要項の中できちっと届けておるってよ。それを説明した説明書を前もって送っておるってよ。要項だけじゃなしに」と前〆議員、呼ぶ)

○議長 (橋爪弘典)

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 11時02分

再開 11時03分

~~~~~

○議長 (橋爪弘典)

それでは、再開いたします。

町長、中山正隆君。

○町長 (中山正隆)

それでは、前〆議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

非常に質問が多岐にわたっていますので、専門的なことについては、担当課から答えさせていただくということと、若干、質問の答弁が前後するかと思いますけれども、お許しをいただきたいと思います。

まず、過疎のための特別措置法のことです。

これ45年に、ご指摘のとおり、農村と都市との、特に過疎地域との格差を埋めるために45年に過疎地域対策緊急措置法というのが設定されまして、それからずっと、現在の過疎地域自立促進特別措置法に続いているわけなんですけれども。この措置法が、まさに21年度をもって切れようとしています。そこで、今までこの法律によって過疎地域、いろんな道路面であったり、施設面であったり、たくさんの恩恵を被ってきておりま

す。ただ、ここへ来て、その大きな建物が地方自治体の大きな負担になっているというのも事実であります。ただ、まだまだ都市と過疎地域との格差というのがありますし、今後ますます広まることが予想されますので、この法律については、またあとから答弁させてもらいますけれども、ぜひ新たなかたちの法律の中で制定をしていただくことが重要になってこようかと思っています。

それでは、答弁をさせていただきます。

まず第1点目、第3次過疎法終結後、平成20年度まで、過疎法に基づく総事業費は、総額でいくらあったのかということでありますけれども、平成12年から平成20年まで、総額は、110億7,335万2,000円でございます。

それから、第2点目の過疎地域市町村状況の平成大合併後の数はどう把握しているかということですが、合併前は、45都道府県3,219市町村のうち37.6%が過疎地域。それが平成の合併後は、全国1,788市町村に今なっていますけれども、そのうち732市町村、40.9%が過疎地域であります。

それから、和歌山県の状況につきましては、合併前は市は0、町が13、村6、計19で、全市町村のうちの38%であります。それが平成の合併後、市が2つ、町が10、村が1つ、計13で、全市町村9市20町1村のうち43%が過疎地域であります。

それから、第4番目の第2条、過疎地域認定基準に係る国政調査の結果に基づく人口割合及び地方税法第14条の規程による算定数値でありますけれども、これは、あとから担当課の方からお答えをさせていただきたいと思えます。

地域自立促進のための財政上の特例措置として、第10条国の負担または補助の割合の特例、第11条の補助の特例、第12条地域自立促進のための地方債、おのおの具体的に説明ということでもあります。これもあとから担当課の方から詳しく説明をさせていただきます。

それから、第14条の基幹道路の整備について、代行道路整備が規程されているが、現況はどうなっているのかというご質問でございますけれども。この事業は、過疎地域自立促進のための特別措置として、過疎地域内の道路整備を促進するために、国土交通大臣または農林水産大臣が指定する基幹的な市町村道の新設または改良に関する工事を県が市町村にかわって、その費用負担及び施工を実施する事業であります。県内で現在実施しているのは、かつらぎ町内の1ヵ所のみでありまして、近年の県の厳しい財政状況もあり、ほとんど実施していないようであります。有田川町では、約10年前から15年前に町道ダム湖日浦線の道路改良を実施しています。

それから次に、現行法期限を前に、本年は過疎対策を今後どう究明し、地域の活性化を進めていくのか、勝負の年と考えているが、執行部の決意と具体的な行動対応を問うということでもあります。過疎地域自立促進特別措置法の期限切れを控え、地域としての対応ですけれども。これ、全国に過疎地域自立促進連盟というのがあります。これも既に、平成21年の3月11日、これ今、長野県知事さんが委員長をされているんですけれども、既

に国の方に、新たな過疎対策法の制定についてを国会議員等々に陳情をしております。また、県内においても、先月、田辺市において、過疎地域の市町村長13人寄りまして、総務省関係の方をお呼びして、強くその場でも要望しております。

その具体的な行動対策方法ということでもありますけれども、地域の活性化推進として、平成21年度は、地上デジタル放送対応のため、ブロードバンド事業、それから黒松・立石地区の簡易水道事業、藤並駅からの観光アクセスの充実を目指した観光事業の充実、さらには、平成25年度全国棚田サミット実施して、起爆剤として過疎地域の活性化を図っていきたいと考えています。

それから次に、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率について言及いたしますということでもありますので、早期健全、財政再建の両基準値数、都道府県、市区町村別にお答えをいただきたいということでもありますけれども。この資料については、非常に膨大な資料になっています。これ、都道府県、市区町村別の指数をこの場で言うと、すごい時間がかかるとお思いますので、議員各位にこれは用意していますので、後ほど配らせていただきますので、ご高覧を賜りたいと思います。これ、全国都道府県別、それから市区町村別の資料をまとめておりますので、あとからご高覧をいただきたいと思っております。

それから、財政健全4指標の現況における有田川町長期総合計画の実現化、さらに地方も国とタイアップして立ち向かい、住民福祉の実践を必要とする生活第一線を担う自治体の責務が、ということでもありますけれども。

本町の財政状況は、非常に厳しい状況でございます。平成19年度の決算の暫定値は、4指標とも早期健全化基準や財政再生基準をクリアしております。

実質赤字比率については、平成19年度決算暫定値、これは△の1.41%。それから、早期健全化基準、これは13.39%。財政再生基準というのは、これ20%でありますので、いつでもクリアしております。

それから、連結実質赤字比率。平成19年度決算暫定値は△の6.12%。それから、早期健全化基準、これは18.39%であります。この財政再生基準というのは、40%になっていますので、これもクリアをしております。

それから、実質公債比率。これも平成19年度の暫定値で19.0%。早期健全化基準、これは25%でありまして、これも財政再生基準は35.0%。これもクリアしております。

それから、4番目の将来負担比率。平成19年度暫定値で109.7%。これは早期健全化基準というのは350.0%で、クリアしております。

以上のとおりで、まあ、クリアしているんですけれども、今のところ、特に注意を要する点といたしましては、実質公債費比率です。これは、19年度より地方債の繰上償還を継続的に実施して、平成21年度をピークに減少の傾向にあり、連結実質赤字比率は国保会計、将来負担比率につきましては、ふるさと開発公社などについて重点的に対策を講じ

ていかなければならないと思っております。「きらめき ひろがる 有田川」第1次有田川町長期総合計画の実現を目指して行財政改革を積極的に展開し、より一層努力してまいり所存でありますので、議員皆様方のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

それから、次に、森林整備計画についてでありますけれども。

前々議員さんについては、いつもこの問題を取り上げていただきまして、本当にありがとうございます。行政もできるだけ町内産を使うということで、公共事業につきましても、できるだけ設計の中で町内の木材を使用するというような方向で進めてきておりますし、今後も進めていきたいと思っております。先日、皆さん方も交流センターを見学されたと思っておりますけれども、あそこについても、かなりの西ノ原の材木を使用しております。今後も、できるだけそういう方向で進めていきたいと思っております。

それから、森林整備計画について、具体的対策の質問でありましたが、先にも申し上げましたが、前回お答えしました金屋清水地域での間伐事業につきましても、平成12年度から19年度までの緊急間伐推進対策における造林及び治山事業等の実績で、民有林における人工林面積に対する割合が約30%ということでありまして、当然、それ以前に実施した林分も存在するわけでありまして、適正な森林という観点から8カ年の実績を申し上げますところであり、また、人工林面積の中で間伐を実施すべき標準的な林齢に占める割合でみますと、当然、それ以上の実績ということになります。

なお、依頼のありました施業を実施した位置図につきましても、後ほどお目通しをいただきたいと思っておりますが、平成12年度から19年度までの間伐の実施面積は2,495ヘクタール、対象林齢は11～60年生であります。総事業費が3億2,530万円、補助金の内訳につきましても、国、1億6,155万8,000円、県、5,385万2,000円、町、3,584万5,000円でありまして、1ヘクタール当たりの標準事業費については、約12万円余りとなっております。

次に、木材利用促進加工施設の収支状況等については、後ほど資料をお渡ししますけれども、昨年来の世界的景気が悪化する中で、当施設の運営もたいへん厳しいと聞いております。町としましても、公共事業による木材の利用に努め、支援してまいりたいと思っております。木材の調達状況については、平成19年度で1,847立方メートルとなっており、年々取り扱い搬入量が増加している状況であります。今後、さらに高性能林業機械による間伐材搬出量の増大や搬出コストの削減を行い、地域材の有効利用につなげていかなければならないと考えております。

しかしながら、町内には、小規模林家や町外の森林所有者の占める割合が高い状況の中で、施業の団地化並びに集約化を推進しつつ、省力化につなげていくためにも、森林組合主導による提案型施業の実現に向けて森林所有者への働きかけや掘り起こし活動を通じて、森林整備につなげていくように指導してまいりたいと思っております。

また、緑の雇用事業におけるIターン者の新規参入と異なり、地元においての担い手確保につきましても、なかなか難しい状況にあると思っておりますけれども、森林組合においては、

造林補助事業における建設業者への請負方式の導入の検討がされているところであり、また、今後国においても、基幹作業道の整備に関して森林組合と連携した建設業者の林業算入を促進する事業の創設が予想されてますので、具体化した時点で事業採択の検討をしていただきたいと思いますと考えております。

それから、最後の、山椒対策についてであります。

まず、山椒の生産販売状況についてでありますけれども、JAありだによりますと、平成20年度は天候にも恵まれ、集荷量で104トン、対前年比で134%、また販売単価は最終の生産額ではありませんけれども、在庫分を含めて勘案すると、対前年比51%、キロ1,830円余りになるとのことです。この要因として考えられますのは、需給のバランスが崩れてきていることが主な原因でありますけれども、各メーカーの在庫調整による発注量の減少、他産地の販売攻勢によるものと思われています。

今後の対策としては、実山椒の販路拡大と出荷ウェイトを高める。園地台帳、栽培履歴の整備を行い、老木園や不適地の整理を行い、栽培の合理化、剪定を奨励し、作業効率を高めつつ生産調整を行っていきたいと思っています。

山椒加工品のPR、販路拡大に努め、有田のブランドの確立を目指しながら、他産地との競合する中、より有利販売につなげるためにも、高品質の山椒を提供するための貯蔵施設の整備について検討していくとのことあります。

町としましても、こうした取り組みに対して、本町の中山間地域の農業振興の重要課題ととらまえて、県当局を初め関係機関とも今後、連携して支援してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

企画財政課長、山崎正行君。

○企画財政課長（山崎正行）

町長の答弁に補足をさせていただきます。

前の議員さんの、1点目の質問事項の中に、8点ほど質問内容があったかと思えます。そのうちの4点目、5点目について、若干補足をさせていただきます。

まず、本法の第2条の過疎法、これに基づきます認定基準、これについての問いでございますが、端的に申しまして、1点目、人口要件、2点目、財政力要件という2つの項目に適さないと過疎法が受けられないということになっておりまして。本町の場合は、その人口要件について、昭和50年から平成12年までの、いわゆる15年間に19%以上の人口の減少をみないと該当しない。そういうところで、うちは15.6%。ということで、この項目については非該当でございます。

そして、もう1点目の財政力指数におきましては、平成10年から12年、いわゆる3カ年の財政力指数が0.42以下でなくてはならない。本町の場合は、これには該当いたしております。ただ、この2つを満たさないと過疎法が受けられないという基準になっております。しかし、本町の場合、合併をいたしまして、いわゆる配置分合に伴います過疎

地域とみなす要件、いわゆる一般的にみなし過疎の要件に該当いたしております。と言いますのは、人口要件におきましては、昭和40年から平成12年までの35年間、この間に人口が減少しているか。また、昭和50年から平成12年までの25年間のあいだに人口が減少しているか。この2つとも減少いたしております。

それから、もう1点目、財政力の要件でございますが。これは、合併前の平成16年度時点をもって0.42以下の財政力指数であるかと。これにつきまして、本町は0.282でございますので、この2つとも基準を満たしているということで、現在、過疎法適用の市町村となっております。

それから、もう1点目の自立支援促進のための財政上の特別措置ということで、10条、11条、12条というご質問でございますが。10条と11条については、補助金の特例と言いまして、国庫補助率、一般地域の補助率よりかさ上げをしていただけるという過疎法の特典がございます。それから、12条におきましては、いわゆるこれは過疎債と言いまして、補助金をもらう場合の、補助金の裏、残りの分に対して100%の充当に対して特別地方交付税の算入と言いまして、交付税に70%をいただけるという特例がございます。この分について、各、種々あるわけですが、ちょっと例をあげますと、公立小学校また中学校の統合に伴う校舎、屋内体育館の新築または改修をした場合、本来、通常の場合には50%補助のものを55%にさせていただけると。そういう特典もございます。保育所におきまして、新設改造の場合には、50%補助のものを55%に引き上げていただけるというものでございます。また、ほかにも消防施設、これにおきましては、常備消防分という限定がございますが、3分の1、いわゆる33%の補助率を55%にかさ上げいただくという、この他いくつもそういう特典事項がございます。それに適用している内容のものでございます。

それから、質問事項の2点目の健全化法に伴います4つの指標の件について、若干、補足をさせていただきます。

お手元に配らせていただこうと思っておりますが、まず4つの指標の、いわゆる実質赤字比率、連結実質赤字比率、または実質公債費比率、将来負担比率、この件については、もうこの定義は割愛させていただきますが、本町の場合、先ほども町長が申し上げたとおり、そういう基準はクリアをいたしております。

今、有田川町は県下のどの地点に位置づけをしているかということについて、19年度決算で見えますと、和歌山30市町村ある中で、現在、実質赤字比率は8番目に位置しております。

それから、連結実質赤字比率、これは7番目に位置しております。

それから、実質公債費比率、これも7番目に位置しております。それから、将来負担比率と言いますのは、18番目に位置いたしております。それから、全国的に見まして、実質公債費比率というのは、順位はちょっと差し控えたいと思いますが、都道府県の平均値を下回った位置に、和歌山県は位置をいたしております。

それから、もう1つ、将来負担比率につきましても、都道府県の平均は222.3%でありますが、和歌山県は212.4と、そういう都道府県平均を下回ったところに和歌山県自体は位置をしている。その中で、先ほど申しました30市町村の中での本町の位置づけでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

産業課長、中島詳裕君。

○産業課長（中島詳裕）

前議員さんの森林整備に関するご質問の中で、長の補則答弁をさせていただきます。

質問が多岐にわたっておりまして、私の方でちょっと把握しきれない部分がありまして、答弁がもれましたら、ご容赦願いたいと思います。

まず、西ノ原木材加工施設の機器の一覧表、また事業計画書、それと収支状況、このことについては一括して、後ほど資料として提出させていただきます。

それと、原木の仕入れ量、また加工量につきましては、収支内訳書の中に記載させていただいております。なお、その取り扱い単価につきましては、私の手元にはございませんので、早急に問い合わせをして、またご報告させていただきます。

それから、林業担い手の社会保障制度の件ですが、19年度で185万円余り助成させていただいております。内容は、林業従事者共済事業、林業退職金制度加入促進事業、社会保険制度加入促進事業の3点になっております。

それから、有田川町における、長の方からも答弁があったと思うんですが、造林事業の補助金に関しましては、12年以降、金屋森林組合関係、清水森林組合関係のものを集計して表にしておりますので、後日、後ほどまた、きょうの資料として提出させていただきます。

○議長（橋爪弘典）

ほかに答弁ございませんか。

——9番、前利夫君。

○9番（前利夫）

まだ時間も相当ありますので、再質問させていただきます。

頭に来やすいので、すぐに興奮してしまうのですが、先ほどの町長とのやりとりの中で若干、常軌を逸した場面があったことを、私、9番議員自体も認めますので、お許し願いたい。抜かっておったところは私にもあったのではないかということ、原稿を読み直す中で思っております。率直にお詫びしておきたいと思います。

それから、一番、私は、やっぱりこの西ノ原の加工場の問題、間伐材についての進捗状況、これを林業問題では聞きたかったわけです。

1、2、3の順序は異なりますが、3番目の林業振興については、ご案内のとおり、何と言っても、これも清水や金屋の一部に関して、本町の面積の351ヘクタールのうち

77%というのは林野でございます。そのうちの73%は人工林でございます。それがまあ30年以上にわたって、質問の中でも申し上げましたとおり、昭和55年をピークにして、材木をいらしたら損する。これは加工の問題じゃございません。まあ、あとで参考のためにお聞かせ願いたいのですが、今、林家の年間所得、町税務課の方では、どれだけ押さえられておるのですか。この数字を発表していただいただけです。この前、広域で聞いたんです。製材業、木材加工業も含めて、一般質問の中で広域でも聞いたのですが。副管理者としての町長もおられたのでございますが。35万円というのは、製材、加工業者、若干を含めて、素材業も含めて、現況の林家の状態でございます。で、質問の中でも申し上げました。これ、人間、歳を取らないなと思っても、こればかりは仕方ございません。どんなに抵抗をしたところで年月はどんどん過ぎていって。恐いほどの、町長もご案内のとおり、高齢者現象が清水地域において現出しております。既に26区のうちには50%を超える地域も出ておるのは、これ現実の姿でございます。

そんな中で、山というのは、ご案内のとおり、地形自体は、特に紀州の山というのは、四国や岡山、東北、この地帯と違いまして急峻でございます。そういう地形的な条件の中から、歳がいけばどんなに魅力があっても、自分の山を自分で手入れすると、そういう体力がなくなってきました。ここに一番、林家の悩みの種があることは産業課長も地域の人でございますので、よくわかっておるはずでございますし、産業課長として十分、体で体験されておることだと思います。

そんな中で、まあ、実態としては。ほいて、これ、こんな言葉で表現するのはどうかと思います。林業施策というのは、国、県、本来であれば第一線としての地方自治体、これが一貫した行政の流れでございますが、ご案内のとおり、農業にしてでも、林業にしてでも、第一次産業の中に、その受け皿としての、農業協同組合、森林組合が、それぞれの組合法によってきちっと。法人格の中でも最も強力な単体として存在しております。その施業は、むしろ市町村の何を貫いて、林業管理、林業施設等は別でございますが、ほとんどの施業自体が町自体よりか森林組合へ、今言うたルートで来ることになっております。

だから、私は、まあ質問の内容をもうちょっと詰めて町長に提示しておいとけばよかったのですが。去る年末の議会において、「施業状況はどれだけ進んでいるんよ」と、これを聞いたら、まあ、全体として、うちの町、旧清水です、まあ、金屋も含まれておるわけですが。金屋については、特に金屋の森林自体の集結する修理川は、ご案内のとおり、県の林業公社がいろいろ手入れ、育林をやっております。そういうところも含めて、お答えは30%。何十年これ間伐の問題入れてきたんですか。まだ半分に至らん。こういう状況でございます。それを今言うたように、担い手の問題、林家の構成問題、加えての、町長もおっしゃられましたし、私も聞きました。水害からこっちですね、若手の流出に伴い、今の若い、その後の世代が、ほとんどが町に出ております。自分の山の境目すらわからない。これ、課長が責任者でございますので、私の考えが決して間違っておらないということの後で同意していただけるはずでございますが。そういう状況の中で、本当に山の経営

というのは極限状態にあるわけです。よほど強力な手を打たない限り、これ、はっきり言うて、今のままでいったら、口では「林業を振興します」「隣地の農家とタイアップしてやります」と言うたって、その担い手がほとんどなくなる中で、まさに埋没してしまいますよ、はい。これを踏まえて、強力な手を打っていただきたい。

それで、2つだけ聞いておきます。

今の間伐材事業について、今言うたように、流れは、国、県、森林組合ということになつとんでございますが、1ヘクタール当たりどれだけの国庫補助、県費補助、町村補助を通じて金額が計上されておるのか、はっきり答えていただきたい。

こんなことをこの場で言いたくはないんでございますが。私どもの森林組合が昨年、この問題で会計検査の立ち入りを受けておるはずでございます。その流れをですね。これは私、西ノ原の加工場のことを今聞くのはですね、何とかして地元材を加工したい。7億円以上の公費をかけてですよ、補助金、起債入れて、合わせて7億の助成も受けておるわけです。ただ、30%、小さい数値ではないですよ。それが今後、私たちの町にのしかかってくる負債、先ほど財政の問題でも指摘しておりましたとおり、覆いかぶさってくるんです。だからこそですね、林業振興と同時に、地元の木材を加工し販売して、間伐材が山へ放置されることなく利用するんだということでこの工場が建てられたんでしょ。ほいて38%ですね、2億7,000万以上がその機械設備にかかっているわけです。

だから、私も設問がまずくて、その資料がないと言うんだったら、これは私の一般質問で、あとで、この場で答えてもらえなくても結構でございますが、その詳しい資料をですね。私は、その設立委員としてこういう資料を今でもきちっと保管しております。なぜ、保管しておるか。行政というのは、その場だけの問題ではないんです。今申し上げましたとおり、永遠の課題として残っているわけです。だから、きちんとした方策が必要になってくるわけです。

この計画書を見てみなさいよ。3年後には、少なくとも西ノ原においては696万4,000円の黒字を出すという計画になっておるのです。もちろん、これは、原木仕入れらは、これは当然地元の施設でございますので、地元から入れるということで、これは想定されておるはずですよ。私も当時の設立委員として、この点について徹底的に当時の清水町の状況を調べたわけでございます。こうしますという約束やったんです。それで、なぜ機械のことを聞くか。2億7,000万円のうちでですね、防腐剤の機械、防虫剤の機械、これは一緒にございます。それと、あの工場の特徴は、丸太材に今申し上げました防虫・防腐剤を加工して、それを公共用のガードレールとか、いろいろな公共用の柵施設に使うというのが約束やったんです。機械を買うとき、私は尋ねました。「こんなもの買ったって、ほんまに使ってもらえるのかよ」と。当時の責任者は、「これは機械を買うメーカーが責任をもって、製品の売り上げにも協力します」こういう約束をされておるわけです。だから、その機械がどんな状況で稼動しておるのか。私の知る限り、あまり丸太、防虫剤の加工したものが出ておらないのが現実ではないか。かわったかたちのものがどんどん出

ておるのではないか。それやったら、設備の完全な無駄使いでしょ。誰が責任取るんですか、これ。

そういう面から、これはもう、今、答弁いただかなくても結構でございます。資料がないというんやったら私出してあげます。きちっと聞かせていただきたいと思います。これ、わし知っておっても、町民に知ってもらうためには、やっぱり公表していただく、当局に公表していただく。「お前、知っとること質問するのか」って一部で言うておりますけど、そんなことはありませんよ。知っているからこそ、どうなってるんだということを聞くのでありまして。質問というのは、知らないことを聞くと同時に、知っていることについても見解を求めていく。これは、何でも当たり前ことでございます。そういう面から、資料が整っていないのであれば、きちっとした資料を出していただきたい。

それから、財政指数についてでございますが、担当課長より資料も整えていただきまして、後で配っていただけますようでございます。ただ、たいへん厳しい財政状況にある。同時に、厳しくとも第一線としてやらざるを得ない。今の国の景気対策と一緒に。これ、私どもは、町長は町長で6団体の有力なメンバーになっております。議長は議長でそのメンバーになっております。これは、我が町だけの問題じゃございません。この連結赤字を実際適用されたら、とてもじゃないですけど、我々が今計画しているいろいろ諸々の問題。例えば、合併特例債。これをフル活用、フル利用するものには大きな足かせになります。こういう立場から現場だけじゃなしに徹底的に県、国の方へ対応していただきたい。これを強く望んでおきたいと思っております。

それから、過疎法につきまして。まあ、一括してもう過疎法と申し上げますが。これ、一般質問でございますので、申し上げます。本当に、谷垣禎一先生、二階先生、45年の当初から精力をかけてこの法案の、なぜかと申しますと、政府の法案じゃないんです。議員立法です。以来、40年、心血をかけてですね。まあ、東京都の議員には山の問題らわかる者がはっきり言ってないと思っております。そういうことで、両先生は、身命を賭して頑張られた結果が40年にわたって続いてきて、改正期を迎えようとしておるんでございます。

これがなかったら、本当にですね、まあ、箱ものつくったという町長の答弁もありましたけど、それはそれでその時代の、それがええんやないかということでやったことでございます。今後、どういうふうにしてそれを発展させていくかということが我々に課せられたあれやと思っております。まあ、その点を申し上げておきまして、町長も固い決意でおられますが、ぜひとも、来年度の改正に際しましては、新しい新過疎法を制定していただきたい。これをお願いしておきます。

具体的には、産業課長に1点だけお答え願いたいと思っております。

現在の間伐の費用、どれだけ、また作業員がどれだけの待遇をされているか。それはもうわかっているはずで。森林組合を管理委託者になっているはずでございます、これは。森林組合、これ管理委託者になった分が必ず毎年毎年ですね、管理委託を委託した者に対してですね、事業精算書、収支報告しなければならない。これはもう義務づけられており

ます。こんなことはわかっておるはずでございますので、その点だけ、再答弁を具体的に求めておきたい。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

産業課長、中島詳裕君。

○産業課長（中島詳裕）

お答えさせていただきます。

間伐材の事業費の積算ですが、手持ちにきちっとした正確な積算表を持っておりません。ただ、19年、20年度の事業費がだいたい標準事業費でいきますと、12万4,000円ぐらいだったと記憶しています。その中で、国が30%、県が10%、合計40%の補助に対して、それに事業によります査定係数がそれへ加算されます。それが30%の間伐を行った場合、170%加算されます。それでいきますと、68%になります。国、県合わせて。それに対して、それが先ほど前々先生言われましたように、国、県から森林組合の方へ直接に補助金が流れます。それに、自治体によってまちまちであります。有田川町では、合併当時の申し合わせ事項で12%上乘せするというので、合計80%になります。ですので、林家の負担は20%ということになります。で、先ほど言いましたように、12万4千何がしというのは、森林組合の形態によって違います。清水森林と金屋森林でも、その標準事業費というのは若干違います。そうした中での、国、県、町合わせての80%の助成ということでございます。それから……

（「議長、質問事項とはずれてないか、これ」と殿井議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

続行してください。

（「間伐材の質問してるん違うか」と殿井議員、呼ぶ）

（「わし聞いとんのは、間伐材に対する補助費の問題聞いとんのやで」と前々議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

続行してください。

（「そんなもん、お前、何を端からちゃかちゃか言うてんのよ」と前々議員、呼ぶ）

○産業課長（中島詳裕）

それでよろしいですか。

○議長（橋爪弘典）

続行してください。

（「ええんやよ」と前々議員、呼ぶ）

○産業課長（中島詳裕）

はい。失礼いたしました。

○議長（橋爪弘典）

前々君、よろしいですか。

9番、前〆利夫君。

○9番（前〆利夫）

再質問が最後の質問になってしまったわけですが、端からのやじ、とんでもない……。

あの、申し上げます。

要は、私も申し上げましたとおり、これだけお願いしておきます。これもうお返事いただかなくても結構でございます。

国、県、森林組合、この受け皿の中で、やっぱり第一線の行政と森林組合、そして個々の林家。これの意思疎通やるということが、これ、もうどんなことあっても、林業問題を。これ、今も申し上げましたとおり、そういう気持ちがあっても、年齢的に非常に参加しにくいシステムにあります。しかし、それはそれとして、1人でも2人でもやろうという林家もあります。

また、町長ところにもごあいさつに来られておると思うんですが、和歌山県でも有数の木材家がですね、ふるさと清水へ帰ってこの事業に取り組むということで、段取りをされております。もう既に一部仕事にかかられております。今申し上げました、そういう方々、個々の林家、森林組合、行政、このアングルをしっかりと、本気になってつくってください。これが、この林業不振の鍵を開く一番の大きな決め手になると思います。

風はこちらに向いていることは事実でございます。木材全体の風は。ていうのは、環境保全で、こんなことは釈迦に説法でございますが、外材が5年前から、3年前から本格的にシベリア材の一部を除いて入ってこないことになっております。こういうチャンス。

それともう1つ。町長も御存じでございますが。町長らのお骨折りによりまして、御坊港へ木材の検疫、入ってくるものも、こっちから出ていくものも、その征路が確立されました。これを利用して、前任の議会の責任者であった亀井議長も、清水の意向を踏まえて、2年前に中国へ行かれまして、いろいろと中国とのつながりを議会としても今後持続するように、まあ、今とぎれておるわけですが。この問題を含めまして、ひとつ十二分にご検討いただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終了させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

以上で、前〆利夫君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後1時、再開をいたします。

~~~~~

休憩 12時00分

再開 13時00分

~~~~~

○議長(橋爪弘典)

再開いたします。

21番、中✓正門君より午後欠席の届出が出てございます。

16番、林道種君の一般質問を許可します。

16番、林道種君。

○16番(林道種)

議長の許可をいただきましたので、20分間一般質問をいたしたいと思います。

現在、地球上に40億とか50億の人々が住んでおるそうであります。その40億50億の人々、個人個人が、「わしは不幸せになりたい」「わしは幸せっていらんのや」という人は、一人も世の中になんないと思います。日々、幸せになりたいために、一生懸命に働き、そして生活をしておるわけでありまして。人生の中に……

[林道種議員倒れ、議場騒然となる]

○議長(橋爪弘典)

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 13時02分

再開 14時05分

~~~~~

○議長(橋爪弘典)

再開いたします。

林道種君の一般質問の途中でございますけれども、大動脈破裂という緊急事態が発生しました。このあと、会議を続行するかどうか、皆さん方のご意見をお聞きいたしたいと思っております。

14番、殿井堯君。

○14番(殿井 堯)

議場でね、仲間が大動脈を……。まあ、傍聴の人も来てくれているけれども、この状況を把握してもらったら、これ以上の続行は、我々人間として感情的にね。議員として、そらやらんなんことはわかりますけど、一般質問なんで、明日ちょっと時間をずらしてもらったらやれる進行状況に戻ると思うので。なるべくなら、今、仲間が生死さまよっている状態のところ、これは続行するというのは、決めごととしていかなものかなと思うんですけども。これはまあ、僕の意見で、ほかの人の意見を聞いてほしいということなんですけども。

[「賛成」と呼ぶ者多数あり]

○議長(橋爪弘典)

ただいま14番、殿井堯君より、取りやめたらどうかというご意見が出ました。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

お諮りします。

本日は、これで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会します。

なお、明日9時より一般質問を続行いたします。

なお、議会運営委員会を開催いたしたいと思いますので、残っていただきたいと思いま
す。

ご苦労様でした。

~~~~~

延会 14時06分